

仕 様 書

1. 業 務 名

堺市立中学校地域クラブ活動管理運営業務

2. 業務の目的

スポーツ庁は、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ活動に継続して親しむことができる機会確保のため、令和7年12月「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を発出した。本市においても「堺市における部活動のあり方の課題整理と解決に向けた具体的取組」を公表し、実行期間の令和8年度から令和13年度に向けて、休日の学校部活動の地域展開（地域クラブ活動化）へ完全転換に向けた取組を進めることとしている。

本業務においては、学校部活動が担ってきたことの意義と価値を尊重しつつ、「こどもを中心とする」視点を大切に、地域クラブの経験を通してこどもたちの資質・能力を育成することができる環境整備と成果・課題の検証を行うことを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日～令和9年3月31日

4. 実施クラブ及び履行場所、回数

下表のとおり地域クラブごとに、対象となる堺市内の市立中学校において、休日（※）に活動を実施するものとする。実施回数は、全クラブの活動回数の合計として272回（各地域クラブ（17クラブ）×16回程度）とする。また、下表で（合同）の表記のある地域クラブについては、複数の中学校のチームを合同で実施するものとし、実施場所は受注者と各中学校が調整し、決定するものとする。

※ 1回の活動時間は3時間程度を目安とすること。

※ 休日とは（週休日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日・12月29日から翌年の1月3日までの日）

※ 対象中学校との調整を行い、可能な限り対象中学校の参加を希望する生徒のすべての参加が見込める時期・曜日・時間帯とすること。平日の実施が想定される場合は、本市と協議のもと実施できるものとする。

No.	地域クラブ名	対象中学校（住所）	対象者数 （予定）	指導員 配置数
1	月州バドミントン	月州中学校 （堺区神南辺町1丁1番地）	39	2
2	（合同） 殿馬場・陵西軟式野球	殿馬場中学校 （堺区櫛屋町東3丁2番1号）	28	2
		旭中学校 （堺区大仙中町11-1）		
3	大浜ソフトテニス	大浜中学校 （堺区大浜南町2丁4番1号）	18	2
4	旭卓球	旭中学校 （堺区大仙中町11-1）	31	2
5	旭男子バスケットボール	旭中学校 （堺区大仙中町11-1）	28	2
6	（合同） 浜寺・鳳・浜寺南軟式野 球	浜寺中学校 （西区浜寺船尾町西5丁60番地）	75	2
		鳳中学校 （西区鳳西町1丁159番地の1）		
		浜寺南中学校 （西区浜寺南町1丁55番地）		
7	（合同） 浜寺・浜寺南卓球	浜寺中学校 （西区浜寺船尾町西5丁60番地）	67	2
		浜寺南中学校 （西区浜寺南町1丁55番地）		
8	浜寺南サッカー	浜寺南中学校 （西区浜寺南町1丁55番地）	20	1
9	晴美台ソフトテニス	晴美台中学校 （南区晴美台3丁8番1号）	42	2
10	原山台軟式野球	原山台中学校 （南区原山台4丁2番1号）	16	2

11	庭代台陸上	庭代台中学校 (南区庭代台2丁19番1号)	21	2
12	金岡北バスケットボール	金岡北中学校 (北区新金岡町1丁5番1号)	20	2
13	金岡北ラグビー	金岡北中学校 (北区新金岡町1丁5番1号)	15	2
14	陵南軟式野球	陵南中学校 (北区百舌鳥西之町1丁75)	42	2
15	陵南女子バレーボール	陵南中学校 (北区百舌鳥西之町1丁75)	47	2
16	五箇荘女子バレーボール	五箇荘中学校 (北区新堀町1丁85番地2)	21	2
17	長尾剣道	長尾中学校 (北区長曾根町1179-5)	25	2

※上に掲げる「対象者数(予定)」は、各部員数(令和8年3月調べ)であり、「8. 業務内容」で示す指導員謝礼金及び保険料、ツール使用料の見込額と契約履行時の実数の乖離が20%以内の場合は、変更契約は行わず、本契約の範囲内とする。なお、履行期間の中途において、対象校に所属する生徒で、地域クラブへの参加を希望する生徒が生じた場合は、本市と協議のうえ、可能な限り受け入れることとする。

5. 業務実施体制

(1) 業務従事者

① 業務従事者は以下に記載する人員を配置すること。

○ 総括責任者

- ・ 配置数：1名以上
- ・ 要件：平日(9時～17時の間)において、本市及び保護者との連絡調整に当たる要員を1名以上配置すること。

○ 指導員

- ・ 配置数：上記4の表を参照のこと。
- ・ 要件：指導種目の実施経験がある者かつ以下(a～c)のいずれかを満たす者
 - a 部活動の指導に足る資格を有する者

【資格例】(公財)日本スポーツ協会の発行する公認スポーツ指導者コーチ1、
教員免許等

b 部活動の指導者に足る資格に準じた研修を修了した者

(下記 8 (4) アに示す研修の受講を修了した者)

c 本市部活動外部指導者として 1 年以上の実績があるなど、指導を行うのに十分な知識や技術を有している者

- ② 受注者は、総括責任者、指導員の名前を本市に書面で報告すること。また、変更がある場合にも、総括責任者、指導員の氏名を本市にあらかじめ書面で報告すること。業務従事者は、業務の実施にあたっては、学校が教育の場であることを十分考慮の上、児童・生徒、来校者、教職員に対する声かけ、接遇等を含め、適切に対応すること。
- ③ 業務従事者は、本業務の履行場所に車両（自動車、自動二輪、原動機付自転車その他の車両をいう。以下同じ。）で通勤する場合は、当該通勤の用に供する車両を学校敷地内に駐車しないこと。学校敷地内に当該車両を駐車することについて校長が特に許可した場合は、この限りではないものとするが、この場合は校長の指示に従うこと。
- ④ 学校園の敷地内での喫煙は禁止とする。また、周辺道路等においても従事時間中の喫煙は禁止とする。

(2) 人材の確保

受注者は学校・本市との連携の下、現在部活動指導員として従事している者などを確保すること。※本市から兼職兼業で指導員の従事を希望する教員を紹介できる。

6. 活動計画の作成

統括責任者及び指導員は、本市及び各学校と協議した上で、地域クラブごとに活動実施期間における活動計画を作成し、本市に提出すること。あわせて、本市が導入する ICT ツール等を用いて、保護者・参加生徒に通知すること。なお、計画や活動内容の策定にあたっては、活動内容は平日部活動の指導内容を考慮するとともに、「ハンドブック - 部活動を指導するにあたって - (堺市中学校体育連盟・堺市教育委員会・堺市立中学校長会)」を遵守すること。

7. 学校施設開放事業の利用

「4. 実施クラブ及び履行場所、回数」に記載の履行場所については、下記の手順により学校施設開放事業として登録を行った上で、学校の運動場や体育館を利用する。

- ① 対象校の学校施設開放事業の利用に係る利用団体登録の手続きを各対象学校の「地域クラブ」ごとに行うこと。
- ② 学校施設の使用については、堺市立学校の施設開放に関する規則（昭和 57 年教育委員会規則第 9 号）及びこれに基づく定めに従うこと。
- ③ 地域クラブ活動に必要な物品等を調達すること。ただし、校長の使用許可があれば、学校の物品（※）を無償で使用することもできるものとする。

※ 物品例：ボール・バット・防球ネット・石灰・卓球台・ゴール・マット・バトン・電子ホイッスル・支柱とネット・デジタルタイマーなど

8. 業務内容

(1) 総括責任者及び指導員の業務

○ 総括責任者

- * 本市との連絡調整
- * 業務従事者に欠員が生じた場合の対応
- * 活動計画・活動実績報告書の作成、提出
- * 学校との連絡調整（平日の部活動と休日の地域クラブ活動との連携にあたり必要となる顧問教諭との連絡を含む）
- * 活動中止の判断
- * 活動中の事故やけがへの対応及び報告
- * 参加生徒の保護者への連絡調整（きめ細かな配慮が必要となる生徒について、保護者や学校への聞き取り等により、適切に対応すること。）
- * 担当校の指導状況確認
- * 指導員の取りまとめ
 - ・指導員間の情報交換、共通理解の形成
 - ・指導員の勤怠管理
- * 必要書類（「12. 提出書類」に示すもの）の作成、提出

※ なお指導の確認方法は ICT の活用も可とし、必要に応じて現地確認をすること。

○ 指導員

- * 活動計画・活動実績報告書の作成
- * 活動の指導
 - ・当日の指導内容の計画・指示
 - ・生徒の活動への出欠状況把握
 - ・生徒への指導及び安全管理（登下校指導を含む）
 - ・学校外で活動を行う場合の生徒の引率及び監督等
 - ・活動中の事故やけがへの対応
- * 活動中止の判断
- * 参加生徒の保護者への連絡調整
- * 業務従事者間の協力

- * 統括責任者との連絡調整
- * 指導者間の情報共有
- * 学校施設及び物品の使用管理

(2) 給与・謝金等

受注者は下表のとおり従事者に報酬を支払うこと。

項目 職名	1時間あたりの金額	交通費	1回あたりの勤務時間数
総括責任者	受注者が見積もる金額（給与）	実費	受注者が見積もる時間数
指導員	会計年度任用職員（部活動指導員）の謝礼金である 1,900 円を下回らないこと	実費	4時間まで

受注者は、給与・謝金等についての計算期間や支払日、支払方法等について定め、事前に各業務従事者に説明のうえ、適切に支払事務を行うこと。

なお、本業務事業は国庫補助金を充てる業務であるため、業務完了時に、業務従事者の勤務条件、実出勤日、実勤務時間、実支払額、事業実施状況の分かる書類（就業規程、出勤簿、勤務時間管理簿、事業日誌、給与・謝金等台帳（支払明細）等「12 提出書類」参照）の提出を求めることがあるので、協力すること。

本市の委託業務にかかる監査等の対象となる場合において、受注受託者は説明を求められ、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録の提出を求められた場合は、本市の指示に従い対応を図るとともに、説明資料の作成等に協力すること。

(3) 保険の加入

（独法）日本スポーツ振興センターの災害共済給付（医療費、障害見舞金または死亡見舞金の支給）を参考に、本事業実施前に傷害保険及び賠償責任保険に生徒及び指導員を加入させ、保険申込手続き、保険の契約、保険料の納付等事務を行うこと。なお、補償内容については、災害共済給付と同程度の保険を選定すること（「スポーツ安全保険」を想定）。

また、保険料については、本契約の委託料に含むこととする。「4. 実施クラブ及び履行場所、回数」の表を参考に生徒数及び指導員の人数を見積もること。

(4) 指導員への研修

受注者は指導員に対して研修を行い、能力の向上に努めること。また、研修で使用した資料等については、研修内容の確認を行うため、研修終了後、本市に提出すること。

<指導者研修メニュー>

ア 基礎研修

【趣旨・目的】 地域スポーツ・文化活動の指導員としての基礎的知識及び生徒への指導のためのノウハウの習得

【内容例】 「ハンドブック - 部活動を指導するにあたって - （堺市中学校体育連盟・堺市

教育委員会・堺市立中学校長会)」の遵守、堺クオリティ研修動画の視聴、本事業趣旨、学校との分担・連携、指導者の役割、生徒との接し方、体罰等の防止、安全管理、人権に関すること、倫理的問題、アレルギー対応等

イ 専門研修（専門科目）※必要に応じて実施

【趣旨・目的】 種目別の指導方法の習得

【内容例】 種目別の指導案作成、マネジメント、指導実技、安全管理等

(5) 保護者説明会の同席及び欠席者対応

本市が実施する保護者説明会（各学校1回）への同席し、地域クラブへの参加方法（保険及び連絡ツール等の情報提供）を説明し質疑対応をすること。また、説明会の出席者向けの資料データを用意すること（後日配布するために、欠席者分の資料データも用意すること）。

(6) 保護者への各種連絡

① 保護者への連絡

統括責任者または指導員から本市が導入するICTツールで行うことを原則とすること。

【本市が導入するICTツールの機能説明】

業務内容	ツール使用時期
クラブ会員の出欠席確認	活動前
非常時の際の連絡	活動前、活動中
部活動顧問と指導員のレポート共有	活動後
活動の様子を写真や動画で記録	活動後

なお、緊急時等やむを得ない場合は、統括責任者または指導員から保護者へ直接電話連絡を行うことを可とする。

【保護者の参加同意書により受注者に提供する個人情報】

- ・生徒名前
- ・保護者名前
- ・緊急連絡先（電話番号）
- ・住所
- ・生徒生年月日及び年齢
- ・性別

② 保護者からの連絡対応

保護者から受注者への連絡は、本市が導入するICTツールによるものを原則とし、緊急時の場合は、電話により統括責任者又は事業所で受けるものとする。事前に緊急連絡先の電話番号を保護者等へ周知し、休日の運動部活動中においても対応できる体制を整えること。

また、参加生徒の下校後最低1時間は、保護者や学校からの連絡や問い合わせに迅速に対応できる体制を整えること。

9. 安全管理対策

受注者は、生徒の安全が確保されるよう、本市が用意する参考となる資料及び学校の事前協議で得た情報を指導員へ共有し(1)～(6)対応を指導員ができるようにしておくこと。活動の実施に必要な設備及び物品等の安全点検を実施するとともに、生徒の健康状態や個人差に十分配慮し、体罰や各種ハラスメントの無い、適切な活動を行うこと。また、生徒の言動に注意し、活動内においていじめ、虐待の兆候がある場合には統括責任者を通して学校に相談し、連携して対応すること。

(1) 事故やけがへの対応

救急法、応急措置、医療機関・保護者への連絡等は、「ハンドブック - 部活動を指導するにあたって - (堺市中学校体育連盟・堺市教育委員会・堺市立中学校長会) に準じた対応をすること。

また、AEDを含め、事故発生時の対応について事前に学校と場所・使用方法を協議し、迅速に対応できるようにすること。一連の対応後は、速やかに学校及び本市に報告すること。

(2) 災害時の対応

災害時の対応について学校が作成している「危機管理マニュアル」について指導員へ事前に周知徹底を図ること。災害が発生した際は、災害発生状況や被害状況の把握に努め、生徒の安全を考えた適切な対応に努めること。

(3) 熱中症対策

熱中症予防のため、「堺市学校園における熱中症対策ガイドライン」を順守すること。また、生徒の健康状態や個人差に十分配慮し、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整えること。また、活動中や活動終了後にも適宜水分補給を行うこと等の適切な措置を講じること。

(4) 落雷事故対策

落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合はためらうことなく計画の変更・中止等の措置を講ずること。また、活動中は「雷注意報」等の発令など気象情報を適切に把握するとともに、雷鳴が聞こえるときはすぐに安全な場所(校舎内等)に避難すること。

(5) 暴風・大雨等への対策

活動実施前及び活動中に「暴風警報」「特別警報」「避難勧告」「避難指示」等が発令されている場合の対応については、学校の基準に準じて判断すること。

(6) その他

① 光化学スモッグやPM2.5発生時等、受注者が活動に支障があると判断した場合は、計画の変更又は活動の中止等の措置を講じること。

- ② 受注者はあらかじめ 対象校における通学経路を確認しておき、不審者が出没するなど緊急に下校する必要がある場合は、学校と協力の上、指導員も引率に加わって安全に下校させること。

10. 活動中止の場合の対応

(1) 中止の決定

活動前や活動中において、屋外での活動予定時に雨天等により活動できない状況が生じた場合、受注者は、統括責任者または指導員と、屋内での活動への変更も含めて対応を検討した上で、中止を決定すること。

(2) 中止の連絡

活動を中止する場合、統括責任者または指導員が保護者に対して連絡すること。また、中止した日の翌月曜日に学校に対して連絡すること。

(3) 活動の振替

活動前に中止をした場合は、原則として、別日への振替を行う。

11. 部活動地域展開に係る財源確保策の実証への協力業務

本市が別途契約するデジタルツール（応援メッセージや協賛金を受け取るプラットフォーム）を活用し、企業及び個人から協賛金を得るために、地域クラブ活動をデジタルツール上で発信し、協賛金を活用した地域クラブ活動の持続的な運営に資する効果について検証するための協力業務を行う。なお、広告及び協賛金の募集についても、可能な範囲で協力すること。

ア 地域クラブ活動に係る情報発信

- ・ 保護者を始めとした地域住民に地域クラブの活動内容を知ってもらい、理解者になってもらうために、デジタルツール上で地域クラブの日々の活動を情報発信する。地域クラブの実施日ごとに活動内容を発信するものとし、実施日から 3 営業日以内にツール上にアップするものとする。なお、写真等の撮影を行う際は、個人所有のデジタルカメラ及びスマートフォン等の機器は使用しないものとする。

イ 協賛金の収納

- ・ 本市とデジタルツール提供者との契約上のサポート範囲内において、受注者がサービス提供者から直接サポートを受けること。また、受注者が同ツールに掲載する企業広告の窓口・収益金の取扱い者とするために、同提供者と必要契約を締結すること。

ウ 協賛金を活用した取組の実施

協賛金を活用して、地域クラブ活動の指導の質的向上に資する取組（例：イベントの実施、消耗品の購入等）を実施する。取組の内容については、取組計画書（書式自由）を作成し、あらかじめ発注者の承諾を得ること。ただし、協賛金の使途として、以下のようなものは認められないものとする。

- ・本仕様書で規定する取組に係る経費（業務従事者の配置に係る給与及び謝金、地域クラブ活動に係る保険料に係る費用等）
- ・備品の購入（5万円以上のもので、かつ令和9年度以降も使用できる物品）

なお、協賛金を活用した取組については、以下の点に留意すること。

- ・本業務に関連して受注者が募り、受領する協賛金は、地域クラブの活動充実に目的として充当されるものであり、受注者収入、利益、または委託料の一部を構成するものではない。
- ・協賛金は、地域クラブの運営及び活動の充実のためにのみ使用するものとし、いかなる場合においても、受注者に帰属させることはできない。
- ・協賛金収入は、本業務の委託料を補填するものではなく、契約終了時、協賛金に残金が生じた場合は、本市と協議して取扱いを決定するものとする。

エ 収支の報告

本取組で得られた協賛金及び質的向上のための支出について、協賛金収支報告書（様式6）を毎月末締めで作成し、翌月10日までに発注者に報告すること。

12. 提出書類

本業務事業は国庫補助をあてる業務であるため国様式（見積・事業計画・実施報告）に必要な対応を行うこと。

- ① 契約後速やかに「堺市立中学校地域クラブ活動管理運営業務 従事者届（様式1）」を提出すること
- ② 契約後速やかに「堺市立中学校地域クラブ活動管理運営業務 活動計画書（様式2）」を提出すること。
- ③ 「利用団体登録申請書兼学校施設使用許可申請書」の写しを提出すること
- ④ 活動3日前までに生徒及び指導員の傷害保険及び賠償責任保険の加入証明書の写しを提出すること。
- ⑤ 研修実施後、速やかに「堺市立中学校地域クラブ活動管理運営業務 指導者研修実施報告書（様式3）」、研修参加者名簿及び研修で使用した資料等を提出すること。
- ⑥ 指導者謝礼金支払い後、10日以内に指導者謝礼金支払い証明書類を提出すること。ただし、2月支払い分については2月下旬までに提出すること。具体的な期日については協議の上決定する。
- ⑦ 地域クラブ活動実施後、10日以内に地域クラブ「堺市立中学校地域クラブ活動管理運営業務 活動指導記録及び実施報告書（様式4）」を提出すること。
- ⑧ 地域クラブ活動の実施がすべて完了した際に「業務完了届（様式5）」及び本市が指定する実施報告書を提出すること。
- ⑨ 協賛金を活用した取組について、取組内容協議書（書式自由）を業務履行前に提出すること。

- ⑩ 本取組で得られた協賛金及び質的向上のための支出について協賛金収支報告書（様式6）を提出すること。

※ 各種書類は、事故が発生した際等に統括責任者が速やかに必要な内容を確認及び活用できるようにしておくこと。また、個人情報の管理については、入退出管理や鍵付きロッカーの使用により厳重に行うこと。パソコンで管理する場合などはインターネットへの接続がないものを使用すること。

13. 遵守事項

- (1) 業務従事者は、活動の際には名前を記載した名札をつけること。
- (2) この契約に関し、業務上知り得た事項を他にもらしてはならない。
- (3) 業務の実施にあたり、受注者並びに受注者に雇用等された者は 政治的活動及び宗教活動を禁止する。
- (4) 保護者等からの要望や苦情（以下「要望等」という。）に迅速かつ適切に対応すること。
- (5) 本市への報告

受注者は、以下の各号に掲げる場合、速やかに本市に報告すること。

- ① 委託業務の実施中に事故が生じた場合
- ② 委託業務の履行にあたり、学校及びその他の施設又は物品を滅失し、又は毀損した場合
- ③ 本業務事業において、参加生徒に傷病が生じたあった場合
- ④ 保護者等から要望等があった場合
- ⑤ 活動実施期間における活動計画の重要な部分を変更する場合
- ⑥ 受注者の定款に変更があった場合
- ⑦ その他本市の指示する事項

14. 実地調査等

- (1) 本市は、委託業務及び経理の状況、情報管理体制に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。その際、受託者は書類の提出、開示及び説明を行う等、積極的に協力すること。
- (2) 受託者は、本事業が仕様書に沿って適正に遂行されているかどうかについて自己点検を行うこと。

15. 暴力団等の排除について

- (1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止
 - ① 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
 - ② これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

- ① 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- ② 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- ③ 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

- ① 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- ② 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- ③ 本市は、受注者が本市に対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- ④ 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

16. その他

- ア 本業務の遂行にあたっては、本市と密接に連絡を取るとともに、この仕様書及び契書に定めのない事項、履行上の疑義については本市と受注者の協議により定めるものとする。
- イ 受注者は、この仕様書に記載されていないことで、本業務を行う上で本市が必要と認めたことについては本市との協議に応じること。

17. 参考にすべき資料について

・スポーツ庁関連：

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

・堺市教育委員会関連：

「学校園における危機管理マニュアル作成（改訂）のための資料」

「堺市学校園における熱中症対策ガイドライン」

- ・堺市中学校体育連盟・堺市教育委員会・堺市立中学校長会関連：
「ハンドブック - 部活動を指導するにあたって -」
- ・堺クオリティ研修動画
- ・「堺市広告掲載基準」等